

白糠消費者協会だより

《第7号》令和5年10月10日 白糠消費者協会広報部☆
白糠消費者協会事務局（役場内）
☎ 2-2171（内線239）

料理講習会のメニュー決定!

・レアチーズケーキ ・チーズパン

先月のおたよりで周知いたしました料理講習会につきまして、メニューが決まりましたので、改めて日程等お知らせいたします。

日 時：11月1日（水）午前10時～
場 所：社会福祉センター 調理室
持 ち 物：エプロン・ナプキン・筆記用具
講 師：製菓衛生師 やまもとわかえ 山本若恵 様

今年度は、上記の2品に決定いたしました。

そして、今年度より試食会を再開いたします！

参加を御希望の方は、**10月20日（金）**が締め切り日となっておりますので、お早めに当協会事務局へご連絡くださいますようお願いいたします。なお、**参加費は無料**となっております。

次回の「白糠消費者協会だより」は**11月14日**発行です。



消費期限・賞味期限を正しく理解しよう

加工食品には原則として、「消費期限」と「賞味期限」のどちらかが表示されています。どちらも未開封のまま、パッケージに表示されている方法（温度等）で保存した場合の期限です。開封後や、保存方法が守られていない場合は、期限に関係なく早めに食べましょう。

消費期限は「過ぎたら食べないほうが良い期限」

消費期限とは、腐敗などの品質劣化によって安全性を欠くことになるおそれがない期限です。弁当、サンドイッチ、生麺、惣菜、ケーキなど、傷みやすい（品質が悪化しやすい）商品に表示されています。

消費期限を過ぎたら食べないほうが良い期間と心得ましょう。

賞味期限は「美味しく食べられる期限」

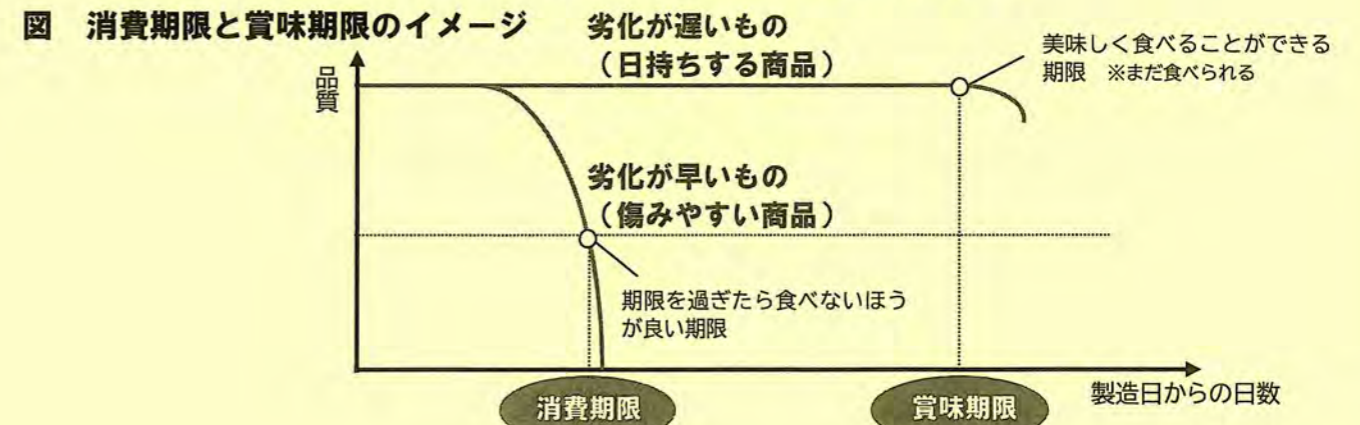
賞味期限とは「美味しく食べられる期限の目安です。」

スナック菓子、カップ麺、レトルトカレー、乳製品、ソーセージ、チルド（冷蔵）食品など、品質の劣化が比較的緩やかな食品に表示されています。賞味期限を過ぎるとすぐに食べられなくなるわけではありません。

食品ロスを減らして安全においしく食べるには

賞味期限が表示されている食品は、常温保存の食品だけでなく、冷蔵保存や冷凍保存のものもあります。賞味期限が製造日から1か月以内に設定されているものもあれば、1年以上先に設定されているものもあります。同様の食品であっても、加熱殺菌や加工・包装の方法によって、期限表示や保存方法等の表示が異なるので注意が必要です。

品質が劣化したときに起きる外観やにおいの変化を見分ける力を身に付けて、食べられるかどうか正しく判断し、安全に食品ロスを減らしましょう。



特殊詐欺被害額 1億円を超える！！

釧路・根室・十勝管内において今年7月から9月にかけて発生！

釧路方面釧路警察署によりますと、今回の特殊詐欺被害は、投資名目が3件、副業名目と未納料金名目の特殊詐欺がそれぞれ1件発生し、中には合計6,200万円を振り込んでしまった被害もありました。

今回の被害では、携帯電話等のSNSを閲覧中、気になった広告をクリックしたことがきっかけで、別のSNSサイトに誘われ被害に遭われた件数が4件もありました。

犯罪グループは手段をかえて皆さんと接触し、お金を振り込ませようと誘導します。

更には、犯人は「必ずもうかる！」とか、「早く払わないと！」などと冷静に判断する時間を与えず、被害者が相談しづらい環境にさせてお金をだまし取ろうとします。

早くお金を振り込ませようとする行為は詐欺だと疑い、決して話に乗らないでください。

その様な電話があったら、自分の財産を守るためにも、電話を一度切り、冷静になって家族や親せき、友人に相談するよう心がけましょう。

うまい話には必ず裏があります。

1人でも多くの方がつらい思いをしないよう、冷静に考えて行動しましょう。



牛乳を使った簡単レシピ♪

～生キャラメル～

-材料(4～6人分)-

・牛乳 200cc ・砂糖 150g
・はちみつ 大さじ1杯 ・無塩バター20g



作り方

①フライパンに牛乳、砂糖、はちみつ、無塩バターを入れて、中火で加熱する。

②泡が出てきたら、焦げないように時々かき混ぜながら煮詰める。

③茶色く色づいたら、クッキングシートを敷いたパッドに流し入れ、冷蔵庫で二時間冷やし固める。

④冷蔵庫から取り出し、お好みの大きさに切ったら完成♪

見守り 新鮮情報

SNSを見ていたところ、国内ブランドの下着の**広告**が表示された。公式通販サイトの**広告**と思い、リンク先になっていた**通販サイト**にアクセスして、ブラジャー2枚を5千円で**代引き配達**で注文した。後日、宅配業者に**代金を支払って**

荷物を受け取り、開封して商品を確認したら**偽物**だった。通販サイトの画面は残しておらず、販売業者の情報はメールアドレスしかわからない。**宅配業者**には「荷物を開封した後は受け取り拒否にはできない。**返金はできない**」と言われた。送り状の依頼主の欄には、発送代行業者と思われる事業者の連絡先が記載されており、**販売業者**の情報は**不明**である。(60歳代)



インターネット通販トラブル 代引き配達で偽物が!

ひとこと助言

怪しいと感じたら
取引は控えて!



見守るくん

- 「偽物」が届く通販サイトには、(1)大幅に値引きされている(2)日本語の字体、文章表現がおかしい(3)代引き配達しか選択できない(4)送り状の依頼人が販売業者の名称とは異なっている等の特徴がよく見られます。少しでも怪しいと感じたら取引は控えましょう。
- 代引き配達で宅配業者等に代金を支払って商品を受け取ってしまうと、後で商品が「偽物」だとわかっていても宅配業者からの返金は困難です。代金を支払う前に、送り状に記載されている「依頼人」の情報を確認し、注文した販売業者とは違う場合は、代金を支払わず、受け取りを拒否しましょう。
- 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等へご相談ください(消費者ホットライン 188)。